

**平成 28 年 11 月 第 4 回
木島平村議会臨時会 会議録**

平成 28 年 11 月 25 日

平成28年11月第4回木島平村議会臨時会 会議録 目次

平成28年11月25日（金）開会	3
招集のあいさつ（村長）・諸般の報告（議長）・会議録署名議員の指名	3
会期の決定・提出議案の提案理由説明（村長）・補足説明（総務課長）	4
採決	6
閉会あいさつ（村長）	7

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

平成28年11月第4回木島平村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年11月25日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	平成28年11月25日		
会期中の休会日			
応 招 議 員	森 正仁 他 9人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 吉川 昭 君	2 番 勝山 卓 君	3 番 滝沢 光平 君
	4 番 土屋喜久夫 君	5 番 勝山 正 君	6 番 丸山 勝敏 君
	7 番 江田 宏子 さん	8 番 樋口 勝豊 君	9 番 萩原 由一 君
	10 番 森 正仁 君		
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日基正博 君	副 村 長 内藤克彦 君	教 育 長 内堀幸夫 君
	総務課長 佐藤裕重 君	民生課長 土屋博昭 君	産 業 課 長 高山俊明 君
	建設課長 武田彰一 君	教育次長 高森喜久 君	
職務のための議場出席者	議会事務局長	竹原雄一	
	事務局職員	山寄真澄	
	〃	竹内 輝	
村長提出議案項目	3 件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	件	議員提出意見書案	件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第119条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

7 番 江田 宏子
8 番 樋口 勝豊

平成28年11月第4回木島平村議会臨時会
《第1日目 11月25日 午後1時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

本日の会議は、諸般の都合により午後1時に繰り下げて開くことにします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これから、平成28年11月第4回木島平村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から招集のあいさつがあります。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、ご苦労様です。

12月定例議会を目前に控えて第4回目の臨時議会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご参集いただきまして大変ありがとうございます。

本日の内容については、12月議会前にご審議をいただきたいということで提案するものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして召集のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

これから諸般の報告をします。

まず、私から申し上げます。

今臨時会に説明員として出席を求めた理事者等は、議案表の下段に記載のとおりですので、ご了承ください。

次に、日墓村長からありましたら報告願います。

村長（日墓正博 君）

ありません。

議長（森 正仁 君）

内堀教育長からありましたら報告願います。

教育長（内堀幸夫 君）

はい、ございません。

議長（森 正仁 君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、7番江田宏子さん、8番樋口勝豊君を指名します。

日程第2、「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、議案第80号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の件から、日程第5、議案第82号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の件まで、条例案件3件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、提案いたしました3件についてご説明を申し上げます。

最初に、議案80号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。平成28年の人事院勧告による特別職、国家公務員の給与法が改正されたことにより改正であります。

第1条の内容は、期末手当の支給率が12月支給分の率が「100分の165」から「100分の175」に、100分の10引き上げることの改正がされたものであります。これにつきましては、公布の日から施行いたします。

第2条は、この100分の10について、平成29年度分の支給率が6月と12月にわけて、それぞれ100分の5引き上げることとする改正であります。この規程は、平成29年4月1日から施行となります。

続いて議案81号であります。特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。議案第80号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と同様の内容の改正であります。

続いて議案第82号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。平成28年の人事院勧告による一般職、国家公務員の給与法改正による改正であります。給料表、扶養手当の支給額および勤勉手当の支給率の改正等が行われました。

第1条、12月の勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる率が「100分の80」から「100分の90」に、特定幹部職員については、「100分の100」を「100分の110」に、100分の10引き上げることとする改正がされたものであります。

細部につきましては、総務課長から説明をいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務課長「佐藤裕重 君」登壇)

総務課長（佐藤裕重 君）

それでは、村長の提案説明に補足をいたしまして説明をさせていただきます。

最初ですが、特別職それから一般職の給与法案につきましては、この11月16日にいずれも参議院で可決をされているものでございます。

議案第82号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の中身でありますけれども、第1条、8ページであります。第1項第1号関係は、先ほど村長の説明のとおりでありまして、第2項につきましては、再任用職員の関係でございます。

それから、真ん中から下に「別表第1を次のように改める。」となっておりますが、これは給料表の改正で、今回の人事院勧告によりまして、このように改正になったということでございます。ちなみに、月例給の平均の給与の改定率は0.2%でございます。初任給が1,500円の引き上げ。それから若年層につきましても同程度の引き上げということで、年齢の高い職員に行くにしたがって支給引き上げ率は下がっていて、平均して0.2%ということでございまして、特別職の職員それから議会議員、村の一般職職員合わせまして財源としては437万6千円になります。これにつきましては、12月定例会の補正予算に提案をさせていただく予定でございます。公布の日から施行するということでございまして、給料表は平成28年4月1日からの適用となります。

次に12ページをお願いいたします。第2条関係でありますけれども、これにつきましては、扶養親族の内容につきましても今回改定をされております。今まで子どもと孫の扶養手当が同額であったわけでありまして、子どもについて、今まで6,500円だったものを1万円にすると。孫は6,500円のままとということで、それに伴います項目を先送りし、括弧3、第3号に孫を付け加えたということでございまして、括弧2、第2号が子ということでございます。理由は、先ほど申し上げました扶養手当の額の変更によるものでございます。ちなみに、配偶者につきましては、この改正の内容によりまして1万3千円だったものが6,500円になります。それ以外については、基本的に同じであります。この経過措置として平成29年度は、配偶者1万3千円から6,500円になるところを1万円、子どもにつきましては、6,500円から1万円になるところを8千円ということで、段階的な引き上げと引き下げが成されまして、それに基づく条文の整理でございます。

それから13ページの下段であります。第27条関係であります。これも先ほどの特別職それから議会議員の条例と同じく、今年度100分の10に改正になった手当の分を、来年度は6月と12月に100分の5ずつに分けて増やすということの改正であります。第2号につきましては、再任用職員であります。第27条関係につきましては、平成29年の4月1日から施行となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午後1時10分）

（再開 午後1時13分）

議長（森 正仁 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第82号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

はい、起立全員です。

したがって、議案第80号から議案第82号について、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

討論がないようですので、討論を終わりにし採決したいと思います。

意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。これから採決を行います。

議案第80号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第81号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第82号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、条例案件3件は、原案のとおり「可決」しました。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、大変ありがとうございました。

いよいよ雪も降りまして寒い時期に向かっていくわけであります。また、12月議会等ありますので議員の皆様方には、それぞれご自愛いただいて、村の発展のためにご活躍いただきますことをご期待申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

大変、今日はありがとうございました。

議長（森 正仁 君）

以上で、平成28年11月第4回木島平村議会臨時会を閉会します。
ご苦労様でした。

(閉会 午後1時17分)